

# 令和 8 年度 瀬戸市立幡山中学校 いじめ防止基本方針

## 1 目的

- (1) いじめは人権を侵害する行為であることを生徒に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- (2) すべての生徒がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの未然防止及び解消について組織的に取り組む。

## 2 組織

いじめ・不登校対策委員会…校長，教頭，教務主任，校務主任，いじめ・不登校対策主任，学年主任，特支主任，生徒指導主事，保健主事，養護教諭

※ 必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーを加える。

## 3 いじめの防止等のための手立て

### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし，互いに認め合い，共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め自己肯定感（セルフ・エスティーム）を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し，生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，インターネットを通じて行われるいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 校内研修の充実を図り，全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち，適切に対応できるように努める。

### (2) いじめの早期発見・早期対応の取組

- ア 毎朝，スクールライフノート「心の天気」の入力を促し，日々の生徒からの小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 「学校生活向上のためのアンケート」（毎学期の始めに実施），「学級集団アセスメント（Q-U）」（年2回）や教育相談を定期的に行う（年3回）し，生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや，保護者との信頼関係づくりに努め，いじめ等について，相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラー，いじめ相談電話等，相談機関を紹介し，生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 生徒指導部会（週1回）において，いじめを含めた生徒指導上の情報交換と対応についての検討を行う。その後，職員全員が情報を共有できるようにする。
- カ いじめ・不登校対策部会（2週に1回）において，心配な生徒の指導方法について，検討を行う。

## 4 いじめが発見された場合の対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。（具体的な対応手順は後述のとおり）
- (2) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害生徒には，教育的配慮のもと，毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

- (4) 教職員の共通理解，保護者の協力，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門家や，警察署，児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけを行い，いじめを見過ごさない，生み出さない集団づくりを行う。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対応については，必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 5 重大事態への対処について

- (1) 重大事態が生じた場合は，速やかに瀬戸市教育委員会に報告をし，瀬戸市いじめ防止基本方針に従って教育委員会の指導のもと，適切に対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は，「いじめ・不登校対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については，被害生徒，保護者に対して適切に情報を提供する。

## 6 その他

- (1) 学校いじめ基本方針は保護者へ配布するとともに，ホームページに掲載する。
- (2) 毎月の月初めに前月のいじめの報告書を瀬戸市教育委員会に提出する。

### ※ 幡山中学校では，〇〇をいじめと考えます。

〇〇とは，

仲間はずれにする。	友達を無視する。避ける。
物を隠す。	物にいたづらをする。
ひどい内容の手紙を書く。	ひどい言葉，悪口を言う。
ひどい内容のメールを送る。	たたく。蹴る。
LINEなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）を用いて嫌がらせをする。	
お金を取る。	秘密をばらす。
マスク着用の有無による，差別・偏見	

などです。

### ※ いじめが発見された場合の対応手順

#### ○ 初期の対応

いじめの訴えを受けた，またはいじめを発見した職員は，いじめ・不登校対策主任及び学年主任に報告する。いじめ・不登校対策主任は，いじめ・不登校対策委員会の職員に報告し，情報を共有するとともに，校長から今後の対応について指示を受ける。

#### ○ いじめ・不登校対策委員会の協議

いじめ・不登校対策委員会を開き，いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに，いじめについての適切な判断を行い，今後の迅速かつ適切な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

#### ○ 実態把握・解消に向けての対応

いじめ・不登校対策委員会の協議の結果を受けて，校長，教頭，いじめ・不登校対策主任を中心にして実態把握・解消に向けて，関係機関と連携しながら組織的に対応する。

#### ○ 事後の支援

被害生徒についても加害生徒についても，指導以後の様子を継続観察したり，面談したりして，いじめが解消しているか確認し再発防止に努める。